

地方職員共済組合団体共済部の長期給付事業における マイナンバー（個人番号）に関するお知らせ

当組合では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、年金受給者、年金受給者の税法上の扶養親族及び控除対象配偶者（以下「扶養親族等」という。）、組合員のマイナンバーを下記の目的及び事務の範囲に利用することをお知らせします。

- 年金等給付の決定、支給に関する事務
- 年金等給付に係る源泉徴収票等作成事務
- その他長期給付事業を実施するために必要な事務

なお、当組合では、下記の方法でマイナンバーを取得します。

	取 得 方 法
年金受給者の マイナンバー	年金受給者のマイナンバーについては、地方公共団体情報システム機構から取得します。そのため、当組合に対し、直接マイナンバーを提出していただく必要はありません。
扶養親族等の マイナンバー	扶養親族等のマイナンバーについては、当組合に対し提出する「扶養親族等申告書」に記載していただきます。
組合員の マイナンバー	組合員のマイナンバーについては、該当組合員が当組合に対し提出する「団体組合員資格取得届書」及び「養育期間標準報酬月額特例申出書」に記載していただきます。